

第 1 回事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会について

平成 26 年 3 月
中小企業庁財務課1. 趣 旨

- 中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化は、事業の継続・発展を通じた地域経済の活力の維持や雇用の確保等に資するものであり、極めて重要な政策課題。
- これまで、経営承継円滑化法の制定（平成 20 年）、非上場株式についての相続税・贈与税の納税猶予制度（事業承継税制）の創設（平成 21 年度税制改正）など、事業承継の円滑化を支援するさまざまな措置が講じられてきたところ。最近では平成 25 年度税制改正において事業承継税制の要件緩和など大幅な見直しも実現（平成 27 年 1 月施行）。
- 他方、経営承継円滑化法は附則第 3 条において、同法の施行後 5 年を経過した段階（平成 25 年 10 月（一部は平成 26 年 3 月））で、同法の施行状況について検討を加え、必要があるときは所要の措置を講ずるとされているところ。
- このため、最近の事業承継をめぐる状況の変化を踏まえつつ、事業承継の時期を迎えている中小企業・小規模事業者の経営者が取り得る多様な選択肢について幅広く検討し、事業承継円滑化のために講ずべき法律、税その他の支援のあり方を討議する検討会を開催する。

2. 検討スケジュール

- 平成 26 年 3 月 31 日に第 1 回を開催予定。月 1~2 回程度開催し、6 月には「中間報告」とりまとめ予定。その後も状況に応じて検討会を継続する可能性あり。